

児童福祉対策推進員（兵庫県会計年度任用職員）募集

専門的な知識と技術を必要とする、18歳未満の子どものさまざまな問題についての相談機関である、こども家庭センター（児童相談所）での相談業務を行う会計年度任用職員を募集します。

- 1 勤務先 兵庫県西宮こども家庭センター
西宮市青木町3-23
電話：0798-71-4670
FAX：0798-74-2538
- 2 担当地域 西宮市、芦屋市
- 3 業務内容 児童の福祉に関する相談、援助業務
- 4 募集人員 1人
- 5 勤務日・勤務時間 月曜日～金曜日のうち4日（週29時間）
9：00～17：15（休憩時間60分）
- 6 雇用期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日
※更新の可能性あり（勤務成績による）
- 7 必要な資格等 児童福祉司任用資格を有する者
- 8 労働条件等
 - (1) 基本報酬（地域手当、特殊勤務手当に相当する報酬を含む）
月給 141,900円～167,000円
※報酬の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴等により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。
※基本報酬の額は、正規職員の給与改定を受けて、変更される場合があります。
 - (2) 通勤手当 正規職員に準じて実費相当分を支給（上限あり）。車通勤不可
 - (3) 期末手当 年2回（1年目：計1.56月）
 - (4) 加入保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害
 - (5) 休暇 年次有給休暇（10日）、特別休暇（夏季休暇4日ほか）
 - (6) 条件付採用 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付きとし、採用後1ヶ月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。
- 9 選考
書類選考及び面接により実施します。
書類選考結果及び面接日時等は電話にてご連絡いたします。

10 応募方法

- (1)履歴書（写真貼付）
- (2)資格がわかるものの写し（卒業証明書等）
- (3)職務経歴書（職歴がある場合のみ）

上記書類を西宮子ども家庭センター総務課まで郵送してください。
※来所不可

11 応募・問い合わせ先

兵庫県西宮子ども家庭センター 総務課 担当：安井
〒662-0862
兵庫県西宮市青木町3-23
電話：0798-71-4670
FAX：0798-74-2538

12 その他

ダブルワーク可能です。